

かね 「お金はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」



I 指導案

1. 授業づくりのねらい

- (1) 公民的分野において、裁判制度のうち、刑事裁判については、裁判員制度の導入に伴う社会的関心の増大により、子供たちも比較的理 解しやすくなりました。
しかし、こと民事裁判については、なじみのうすさからか、その役割や意義を理解しにくいところではないでしょうか。
そこで、本教材では、身近な紛争を題材として、民事裁判の意義について理解を深めてもらいたいと考えました。
- (2) そして、裁判を考えることで、証拠の検討や相手方の言い分を聞くなど、裁判以外でもおおよそ紛争解決に必要とされることがらを考えることができます。紛争にまきこまれたさいの実践的な対応を身につけてほしいと考えています。
- (3) また、「事実を証拠により判断する」という考え方は、民事裁判のみならず、刑事裁判ほか裁判一般にあてはまるものです。
そこで、将来裁判員となった場合に備えた授業案とし、証拠の大切さや事実の判断方法を考えるきっかけとともに、裁判員制度に対する主体的な態度を養うことを目的としました。

2. 子どもに身につけさせたい法教育的な見方・考え方

この授業を通して、子どもたちに身につけてほしい力は次のようなものです。

- ① 話し合いによって解決できない紛争を解決する手段の一つに、「裁判」があることを理解する。
- ② 裁判による紛争解決には、「自力救済の回避」、「証拠による論理的な判断」という二つのメリットがあることに気づく。
- ③ 裁判に限らず、紛争解決には、証拠をもとにした確かな事実認定と、それによる公平な判断が必要であることを理解する。

3. 授業計画

	子どもの学習活動	取得する内容と留意点	使用するスライド・資料
導入	<ul style="list-style-type: none">○ 本時のねらいを知る。○ 佐藤さんがどのようなことで困っているのか考える。	<ul style="list-style-type: none">● 佐藤さんは<ul style="list-style-type: none">・田中さんから注文された。・田中さんへお米を送った。・田中さんはお金を支払ってくれない。	1・2 3~6 (事例)
展	<ul style="list-style-type: none">○ どのようなもので佐藤さんの話を裏づけることができるのか考える。○ 田中さんの言い分を聞き、対立関係にある両者の言い分を比較する。○ 佐藤さんへのアドバイスを考える。	<ul style="list-style-type: none">● 申込書、配達伝票● 田中さんは<ul style="list-style-type: none">・申込書書いていない・お米は受け取った。・支払いの必要性を認識していない。● 佐藤さんに聞きたいこととその理由を考える。<ul style="list-style-type: none">・佐藤さんはどうしたいのか。・申込書や配達伝票はあるのか。・今までに何をしたのか。	7 8

開	<ul style="list-style-type: none"> ● これから佐藤さんの行動とその影響を考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・代金の請求をあきらめる。 →経済的な損失（お米と代金） ・田中さんの家へ行き、残っている米と使った分の代金を取り立てる。 →佐藤さんがつかまる？ ・田中さんと話し合う。 →対立が続く ・相談する。 近所の人、警察、役所、弁護士、消費者センター、など ○ この問題を解決に導いてくれる機関を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所の意義を考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・権利を保護する。 ・中立な立場で判断する。 ・証拠に基づき事実認定をする。 ・公平に判断する。 	9~11
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 裁判所の判決を確認する。 ○ 裁判の意味を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所がどのようなことから判断したのか考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・証拠、証人、状況、言い分 ● 裁判所の意義を理解する。 	12~13 14

4. 評価

- ・日常生活のなかで生じるトラブルの解決方法に関心をもち、公平な判断をするために必要なことを考えようとする。 (関心・意欲・態度)
- ・正しい判断のためには、中立公正な機関による証拠をもとにした事実認定が必要だということがわかる。 (思考・判断・表現)
- ・紛争解決のために、証拠をもとに事実認定を行い、公平な判断をしようとしている。 (資料活用の技能)
- ・裁判を行うことにより、権利の保護が行われることがわかる。 (知識・理解)
- ・紛争解決には、証拠をもとにした確かな事実認定と、それによる公平な判断が必要であることを理解している。 (知識・理解)

II ワークシート（次ページ）

かね
「お金はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」ワークシート
組 番：

問1. (事例) を読んで、佐藤さんの言い分と田中さんの言い分を整理しよう。

佐藤さん

-
-
-

田中さん

-
-
-

問2. 佐藤さんにアドバイスしてみよう。(その理由も考えよう)

アドバイス

理由

問3. 裁判所が佐藤さんと田中さんのどちらの言い分が正しいのか判断するためには何が必要でしょうか。

裁判所が必要とするもの

-
-
-

その理由

問4. 佐藤さんの言い分と田中さんの言い分のどちらが正しいと思いますか。

回答 _____ 理由 _____

問5. 裁判は何のためにあるのだろう？

(1) もし裁判制度がなかつたら

(2) 裁判にはどのような意義や目的があるのだろう

☆ 今日の学習を通してわかったことや気づいたことを書きましょう。

(事例)

あなたのところに、佐藤太郎さんが相談にきました。
佐藤さんは、自分で育てたお米を、宅配便で全国に販売しています。
先月、田中次郎さんという人から、お米を10袋送ってほしいと頼まれました。
そこで、私は田中さんの家へお米を送りました。
しかし、田中さんは、お金を払ってくれません。どうしたらよいでしょうか・・・

佐藤さんによると、田中さんは、お金を払わない理由として、次のようなことを言っているそうです。

- ・お米？確かに先月沢山^{たくさん}来たなあ。おいしかったよ。まだ9袋残ってるけど。
- ・おくりものじゃなかったのかい？ただで貰ったと思ったよ。
- ・申込書？書いてないよ。僕の字じゃないよ。

二人の関係

- ・佐藤さんの言い分
田中さん？会ったことないなあ。今回の件で初めて知ったひとだよ。
- ・田中さんの言い分
佐藤さん？だれの知り合いかなあ。私はあったことないや。

III 弁護士からのアドバイス



1 裁判制度はどうしてあるの？（司法権の意義と役割）

本件では、佐藤さんがお米代の回収をあきらめて泣き寝入りをすれば、「お金」という佐藤さんの財産権が侵害されます。この問題を放置すれば、佐藤さんの財産権という人権が侵害される事態が起きます。

かといって、佐藤さんの権利を守るために、田中さんからむりやりお金を取り上げるような恐喝行為（これを、「自力救済」といいます。）までを認めるわけにもいきません。権利救済に名を借りた恐喝的な取り立てが横行すれば、より多くの人権侵害が発生する危険があります。また、そもそも「権利が侵害されたかどうか」の判断を個人にゆだねると、自分からてな判断になりかねず、本当に守られるべき権利が十分に保護されないことになるからです。

そこで、日本国憲法は、司法権を裁判所に集中させ（憲法第76条），紛争を中立公正に判断できる機関を創設しました。これにより、権利侵害があったかどうかの判断が、客観的・統一的になれるようになったのです。そして、国民に「裁判を受ける権利」を強力に保障することで（憲法第32条），裁判所の判断（裁判）を通じて、自力救済をせずとも権利が保護されるようにしました。これが、裁判制度の大きな意義です。

2 裁判が正しく行われるためには、何が必要なの？

現代においても、まだタイムマシンは発明されていませんので、誰も過去の事実を再体験することはできません。争いのある過去の事実をどうやって判断するか、これが裁判のもつ永遠の課題です。

歴史的には、占いによる裁判や、領主が独断と偏見で判断を下す裁判もありました。しかし、それでは適正な権利保護が実現されるはずもありません。

最も理にかなった方法は、現在ある証拠に基づいて、過去の事実を推測する方法です。「証拠」は、現在にも存在するので、その内容を誰もが点検できるうえ、その証拠から過去の事実を推測する過程も明らかにできるからです。

このような利点があることから、現代日本の民事訴訟においても、証拠は事実認定のためになくてはならない重要な要素とされているのです。

3 本教材では、お米の申しこみをめぐって、佐藤さんと田中さんの言い分がまっこうから対立していますが、この争いを解決する鍵となるいくつかの証拠が示されています。それでは、具体的に見ていきましょう。

（1）〈申込書〉からわかること

これは、佐藤さんが持っていたもので、佐藤さんが田中さんへお米を配達したきっかけとなった資料です。ここから、

だれかが、佐藤さんにお米の購入を申しこんだのだろうということ
までは認定できるでしょう。

そして、申込者とされる人物の筆跡、印鑑、ファックスのヘッダーなどが書かれています。

この字を書いた、印鑑を持っている、このヘッダーが印字されるファックスを
持っている人物が申込者だろうということ
も、同じく導かれるでしょう。

なお、田中さんは、この申込書を書いたことを否定していますので、この申込書だけでは、

田中さんが佐藤さんにお米を申しこんだこと
までは認定できないでしょう。

（2）〈配達伝票〉からわかること

伝票に書かれた種類・数量のお米が、佐藤さんから発送されて、田中さんの住所に届き、田中さんが受け取ったこと

まで認定できるでしょう。

このほか、受け取ったのが田中さんであることは否定していないことから、

伝票におされた印鑑が田中さんのものであること
まで認定できるでしょう。

(3) 〈田中さんのファクシミリのヘッダー〉からわかること

田中さんは、このファックスの文面を自分で書いて佐藤さんへ送信したことを認めていますので、

ここに書かれた字は田中さんが書いた字であること

田中さんの持っているファックスを使うと、このヘッダーが印字されること
まで認定できるでしょう。

(4) 〈二人の言い分（田中さんと佐藤さんの関係）〉からわかること

佐藤さん・田中さんとも、おたがいに一度も会ったことがないと言っています。このことから、

両者に面識がないこと

も認定できるでしょう。

なお、田中さんは、佐藤さんにお米を申しこんだことを否定しています。もし、この言い分が十分信用できるとすれば、

田中さんは佐藤さんにお米を申しこんでいないということ

まで認定できるはずです。この田中さんの言い分が信用できるかどうかは、(5)の最後で検討することにします。

(5) 証拠判断

これらの証拠を総合すると、さらに次のような事実が認定できると考えられます。

まず、(1) 〈申込書〉と(2) 〈配達伝票〉から、

申込書の印鑑と配達伝票の印鑑がきわめて似ていること
がわかります。

また、(1) 〈申込書〉と(1) 〈田中さんのファックス〉から

申込書に印字されたファックスのヘッダーと、田中さんが送ったファックスのヘッダーが、同一であること
もわかります。

さらに、申込書に書かれた字と、田中さんの書いた字とは、十分似ていること
もわかります。これらの事実から、

申込書を書いたのは、やはり田中さんである
と認定できるでしょう。

でも、田中さんはそれを否定しています。そこで、田中さんの言い分が信用できるかを検討します。

二人には面識がないのに、贈り物をもらうということ自体が不自然です。田中さんはそれを疑って佐藤さんにお米を贈ったことを確認したようすもありません。

また、申込書には、田中さんの持っているものと同じ印鑑、ファックスのヘッダー、田中さんの字とよく似た字がありますが、このことを合理的に説明するには、やはり田中さんが書いたと考えるのが自然です。

そうすると、

田中さんの言い分は、やはり信用性がない
といえます。

これらの事情を総合すると、この申込書を書いたのは田中さんで、その判断をくつがえすにたりる十分な証拠はないという結論になります。

4 教材から得ること

証拠から事実を認定することは、プロの法律家でもやさしいことではありません。証拠から導いた事実が「合理的経験則にのっとっているか」というのは、判断者の経験がものをいうことから、つねに誤った判断をしていないか自己点検をしているのです。

逆にいえば、法律家以外の方々にもできる作業であり、裁判員制度により市民の司法参加が求められたのは、このような理由からです。

本教材では、裁判制度の根源を考えるのみならず、将来裁判員となつたさいの役割を認識するきっかけとなってくれればよいと考えています。

＜コラム＞

第1部～民事裁判・刑事裁判の意義～

本文では、広く裁判制度の意義を記しましたが、民事裁判・刑事裁判の意義についてもう少し考えてみましょう。

「民事裁判」は、個人の権利や義務についての争いを対象としています。個人とはいっても、会社や私立学校などの法人も含まれます。また、国や地方公共団体が当事者となる場合でも、例えばコピー用紙の購入などの売買契約や、庁舎の建築などの請負契約に関する紛争など、公権力の行使と直接関係しない、人が行うのと同様の行為に関する訴訟は、民事裁判です。

「民事裁判」の最も大きな特徴は、この点にあるのです。例えば、今回の事例をみてみましょう。訴訟の対象は、お米の代金という佐藤さんの「財産権」です。佐藤さんの財産は、佐藤さんが自由に処分できるものですから、訴えを起こすことを決めるのも佐藤さんの判断次第です。また、訴えの範囲を決めたり（5万円中1万円だけ請求することも可能です）、訴訟の途中で田中さんの主張を認めて終わらせたりすること（これを「請求の放棄」といいます。）もできます。反対に、訴えられた田中さんも、もし望むのであれば、たとえ申しこんでいない場合であっても、5万円を支払う義務があると認めて裁判を終わらせる事もできます（これを、「請求の認諾」といいます。）。

そして、裁判所も、当事者が争っていないことをあえて判断することはできませんし、当事者の主張に争いがない事実は、これを事実として認定しなくてはいけません。また、争いがある事実を認定する場合であっても、当事者が提出した証拠によらねばならず、裁判所みずからが証拠を集めることはできないのが原則とされています（これを「弁論主義」といいます。）。

このように、個人の権利や義務をどのように扱うか（これを、「権利・義務の処分」といいます）をその人自身の判断にゆだねる原則を「私的自治の原則」といいます。民事裁判は、この私的自治の原則により、当事者がみずからの意思に従って比較的自由に進行できるようになっています。

これに対し、刑事裁判は、訴えられている人（被告人）が罪を犯したかどうか、犯したとしてどのような刑罰を与えるかを判断するものです。

この「刑罰を与える」という国家の作用は、法秩序の維持・犯罪の抑制という大きな意味をもつものですが、長い歴史の中では、罪のない人に対して恣意的に用いられたり、意図的ではないにせよ、えん罪を科したりしことも多くありました。

そこで、現代日本の刑事裁判では、証拠についても、民事裁判にはない多くの規制が設けています。

まず、証拠として用いることができる資料を、法律で大きく制限しています。例えば、いわゆる「調書」のように、人から伝え聞いたことを記した証拠は、被告人がこれを証拠とすることに同意するか、その証拠がきわめて信用できる状態でつくられたもので、かつ証拠として用いる必要性が高い場合に限り、証拠とするとことができるとされています（これを、「伝聞法則」といいます。刑事訴訟法第320条以下）。また、拷問・強迫による自白や、任意でされたものでない疑いのある自白は、証拠とするとできません（これを、「自白法則」といいます。憲法第38条、刑事訴訟法第319条1項）。この二つの規制を受けない証拠であっても、検査官（警察官や検察官）が手続き上重大な違法がある捜査によって集めた証拠は、裁判の資料として用いることができません（これを、「違法収集証拠排除法則」といいます。）。このように、刑事裁判では、そもそも裁判に用いることができる証拠が大きく制限されているのです（なお、裁判に用いることができる証拠の資格を、私たちは「証拠能力」と呼んでいます）。

また、被告人が罪を認めても、ほかに証拠がない限り、有罪とはできません（これを、「補強法則」といいます。憲法第38条3項、刑事訴訟法第319条2項）。

歴史を振り返ると、刑事裁判は、過酷な取調べや自白の強要、意図的なえん罪の作出によって、権力が多くの国民を苦しめる道具となつたという過去があります。このような種々の制限は、国民の人権を守るために、刑罰権の行使がつねに適正でなくてはならないという反省によつて設けられたものです。

第2部～証拠の扱い方～

この教材では、「証拠探し」が一つの学習ポイントになっています。作成者としても、生徒たちがどのような証拠を求めるのか、楽しみにしていますが、作成者が用意した書類（書面による証拠。スライド番号8～10）や、供述（二人の言い分。スライド番号11, 12）は、それぞれ次のような趣旨で添付しました。

まず、最初に疑問をもつのは、「佐藤さんがどうして田中さんがお米を申し込んだと言っているか」でしょう。何か証拠はあるのだろうか？と考えたとき、おそらく多くの人は、「申込書はないのだろうか？」と考えるはずです。

本教材では、佐藤さんは、＜申込書＞（スライド番号8）をもっています。佐藤さんが田中さんにお米を送ったのは、このファックスがあったからです。

しかし、田中さんは、この＜申込書＞を書いたのは自分ではないと主張しています。すると、（弁護士からのアドバイスにも書きましたが）、この教材における一番のポイントは、＜申込書＞を誰が書いたのかということになります。

＜申込書＞には、いろいろな情報が記されています。肉筆の字、「田中」の印鑑、ファックスのヘッダー（書類上部に小さな字で書かれているファックスの送信情報。送り主のファックスが自動でつけるもの）などです。

そうすると、田中さんの書く字、田中さんが使っている印鑑、田中さんのファックスのヘッダーがどんなものだったかを知りたくなりますね。

田中さんの印鑑は、＜配達伝票＞（スライド番号10）におされています。ここにおされた印影と、＜申込書＞の印影を比べてみましょう。同じであることが分かるはずです。

次に、田中さんの字・田中さんのファックスのヘッダーについては、＜田中さんのファクシミリのヘッダー＞（スライド番号9）を添付しました。この書類は、佐藤さんにお金を請求された田中さんが、反論のために佐藤さんへ送ったものです。ですので田中さんも、自分が書いたものであることを認めていますし、田中さんのファックスから送信されたものであることも認めています。

この書類にある田中さんの字や、ヘッダーと、＜申込書＞を比べてみましょう。

すると、ヘッダーは、同じような字体で、時間を別にして同じ表記が並んでいますね。ファックスは、機種ごとにヘッダーの書き方が異なりますし、同じ機械であっても、登録の仕方によって情報が変わります。もちろん、機械ですから、田中さん以外の人が田中さんのファックスと同じ情報を表示させようとすれば別ですが（この点は、＜FAXの送信履歴＞（スライド番号12）の説明にゆかります）、田中さんのファックスから送信したものと考えても、おかしくはないことになります。「決定的ではないが、相当程度＜申込書＞を田中さんが書いたものであることをうかがわせる事実」といえます。

字はどうでしょうか。意外にも、判別が難しいですね。よく、「筆跡鑑定ですぐにわかるだろう」というご指摘を受けますが、筆跡鑑定の精度は必ずしも高いわけではなく、それのみで十分な判断ができるケースは多くありません。本教材でも、子どもたちからそのような指摘が出た場合、二つの書類の字を比べたときに、「本当に同じ人が書いた字と確信できるどうか？」發問してみてください。意外となやましいはずです（なお、実際には、両者の字は同一人物が書いています。）。ただ、別人の字だと言い切れるほどには違いませんね。したがって、「田中さんが＜申込書＞を書いた

と考えても、矛盾がない」事実といえます。

そのほか、田中さんは贈り物だと誤解したと言っていますので、それが正しいのであれば、佐藤さんは田中さん日頃から贈り物を送り合っていたのだろうとか、少なくとも二人の間に何らかの縁があったのだろうという推測が成り立ちます。そこで、<田中さんと佐藤さんの関係>（スライド番号11）を添付しました。これによると、二人は面識がいっさいないことがわかります。そうすると、「普通、一度も会ったことがない人から贈物を送られるはずがない」という考えが出てきます。結果、田中さんの言い分は信用できないという判断につながるといえます。

なお、<田中さんのファクシミリのヘッダー>（スライド番号9）の説明のところで、ファックスのヘッダーを田中さん以外の他人がいつわって作成する可能性があることをお話ししました。最近は、ナンバーディスプレイのように、電話やファックスの発信者番号の通知を行うことがよくありますので、その履歴が残っていれば、このファックスを送信したのが田中さんかどうかをすぐに確認できるはずです。そこで、<FAXの送信履歴>（スライド番号12）を添付してみました。しかし、これによると、二人とも履歴は残っていないとのことでした。ですので、この点は、何の手がかりにもならないことになります。

このように、生徒たちの想像に応じて、いくつかの証拠を用意してみたので、是非効果的な提示方法を検討して下さい。

IV 授業づくりのポイント



1. ねらいをはっきりさせましょう

この授業では、「社会生活で発生するトラブルの解決を考える」活動を通して、正しい判断のためには、証拠をもとにした事実認定が必要だということを理解させることをねらいの一つにしています。

もう一つのねらいは、紛争解決には中立公正な機関による確かな事実認定と、それによる公平な判断が必要であることに気づき、裁判によって、自力救済を排除し、適正な権利保護が実現されることがわかることです。

このことを通して、司法制度について関心を高め、将来裁判員に選任されたさい、主体的に取り組もうとする姿勢を身につけてほしいと考えました。

また、裁判を考えることで、証拠の検討や相手方の言い分を聞くなど、紛争解決に必要なことを考えることができます。紛争にまきこまれたさいの実践的な対応を身につけてほしいと考えています。

2. 指導計画の工夫をしましょう

この教材は、公民的分野の「司法制度」の単元の一部として考えました。裁判制度の中でも刑事裁判については、「裁判員制度」の導入に伴い社会的関心が高まり、マスメディアによる露出度が増えたこともあります。生徒も比較的関心が高くなっています。

しかし、民事裁判については、テレビ番組で取りあげられる事例が弁護士によって解釈が異なり、民事事件を身近に感じながらも、その役割や意義を理解しにくいと感じてしまい、もしトラブルにまきこまれたときの不安感が生じてしまいます。

また、司法権の独立についても、その意義を理解することは容易ではありません。そこで、この教材では、身近なトラブルを題材とすることで、裁判制度について、生徒に理解を深めてもらいたいと考えました。

この教材は、印刷したものを見せる「紙芝居方式」とパワーポイントを使って画面を見せる「プレゼンテーション方式」に対応しています。

3. 授業の進め方

〈導入〉

まず、授業の冒頭で「今日の授業のねらい」を伝えましょう。そうすることで、この1時間の学習で生徒に身につけてもらいたいことやわかつてもらいたいことが明らかになります。

導入として佐藤さんからの相談の内容を整理してみましょう。佐藤さんは何をして、どのようなことで困っているのでしょうか。

〈展開〉

さて、佐藤さんの話を裏づけるものはないでしょうか。公正にものごとを判断するためには、証拠が必要です。佐藤さんを疑うのではなく、佐藤さんの話を証明するものとして「証拠の品」の意義を捉えましょう。資料として「証拠となるもの」を用意してありますので、生徒とともにそれらが証拠になるものであるのか検討してみてください。

さらに、トラブルは、必ずもう一人の当事者が存在します。一方の話を聞くだけで、ものごとを判断することはできません。

そこで、田中さんの言い分を聞いてみましょう。田中さんの言い分を整理したら、佐藤さんの言い分とどこが対立しているのか比較してみましょう。

ところで佐藤さんと田中さんは、どのような関係だったのでしょうか。今回初めてつながりができた人で、これまでには、まったく無関係だったようです。

佐藤さんは、アドバイスを求めて相談に来ました。生徒に「佐藤さんへのアドバイス」を考えさせましょう。佐藤さんは、今まで田中さんに対してどのような行動を起こしてきたのでしょうか。佐藤さんがこのあとでアドバイスに従って行動を起こしたらどのようなことが起こるでしょうか。その影響を考えてみましょう。

このような「生活トラブル」を解決に導いてくれる機関が「裁判所」です。ここで裁判所の役割を考えてみましょう。中立であることの意味や公平な判断を行うために必要なもの、裁判を行うことの意義について学習します。

〈まとめ〉

裁判所の判決をみてみましょう。どのような判決がどのような理由で出されたでしょうか。そして、その判決は生徒のみなさんが予想した内容と合っていましたか。

もし裁判制度がなかったらどのような問題が起るでしょうか。トラブルが解決されるどころか新たなトラブルを生みかねません。

そこで「裁判」の意味をまとめてみましょう。

- ① 裁判によって人権の保護が実現される。
- ② 裁判所という中立公正な機関によって、証拠をもとにした事実認定が行われ、正しい判断が行われる。

また、生徒のみなさんが「裁判員」に選任されたさい、中立・公正な判断を行うために何が必要なのかを考えて下さい。

以上

お金はらってよ！
だって、申しこんだじゃない？

今日の授業

＜裁判制度の意味について考えよう＞

- ・裁判制度は、どうしてあるの？
- ・裁判が正しく行われるためには、何が必要なの？

はじめに

- ・あなたのところに、佐藤太郎さんが相談にきました。
- ・佐藤さんは、自分で育てたお米を、宅配便で全国に販売しています。

佐藤さんの相談

- ・ 先月、田中次郎さんという人から、お米を10袋送ってほしいとたのまれました。
- ・ そこで、私は田中さんの家へお米を送りました。
- ・ しかし、田中さんは、お金をはらってくれません。どうしたらよいでしょうか…

田中さんの言い分

佐藤さんによると、田中さんは、お金をはらわない理由として、次のようなことを言っているそうです。

- ・お米？確かに先月たくさん来たなあ。おいしかったよ。まだ9袋残ってるけど。
- ・贈り物じゃなかったのかい？ただもらったと思ったよ。
- ・申込書？書いてないよ。ぼくの字じゃないよ。

二人の言い分 (田中さんと佐藤さんの関係等)

- 佐藤さん

田中さん？会ったことないなあ。

今回の件で初めて知った人だよ。

あのファックスはどこから来たのかなあ？

- 田中さん

佐藤さん？だれの知り合いだかなあ。

私は会ったことはないや。

ファックス？そんなもの送ったかなあ？

問1) 佐藤さんと田中さんの話を聞いて…

佐藤さんと田中さんの言い分を整理しましょう。

…二人の言っていることの違いは、どこにあるでしょうか。

問2) 佐藤さんへのアドバイス

- ・ 佐藤さんには、これからどうしたらよいとアドバイスしますか？
 - ① あきらめる。
 - ② 田中さんの家へ行き、残った9袋のお米と、5000円分の物を取ってくる。
 - ③ 裁判所に訴える。
- ・ それはどうしてでしょうか。

問3) どちらが正しいかを判断するには?

- ・ 佐藤さんと田中さんのどちらが言っていることが正しいかを判断するために、何が必要でしょうか。
- ・ 具体的には、どのようなことを聞きたいですか？

裁判になりました

佐藤さんは、裁判を起こすことにしました。

今度は、裁判や裁判所について、考えてみましょう。

問4)どうやって判断するの？

- ・佐藤さんは、田中さんがお米を買うと申しこんだと言っています。田中さんは、佐藤さんにお米を買うとは申しこんでいないと言っています。
- ・裁判所は、どちらの言い分が正しいかを判断するために、何が必要でしょうか。
- ・それが必要になる理由はなぜでしょうか。

判決が下されました。

- 判決では、
 - ・田中さんの申込書におされた印鑑の形と配達伝票の印鑑の形が同じこと
 - ・田中さんの申込書の左上に書かれた字(ヘッダー)が、田中さんの家のファクシミリがつけるものと同じであること
 - ・田中さんの字と申込書の筆跡がよく似ていること
 - ・田中さんは佐藤さんとは会ったことすらなく、田中さんが佐藤さんからお米を贈られたと思うのは不自然であること

などから、田中さんが申しこんだと認められ、田中さんは佐藤さんにお金をはらうことになりました。

問5) 裁判は何のためにある？

- ・裁判制度がない場合(困ったときに、問2の①, ②の方法しかない場合), どんな問題がありますか？
- ・そうすると、裁判には、どのような意味や効果があると思いますか。

まとめ) 裁判の意味は

- ・(民事)裁判がないと?
 - 個人の権利が不当に害される
 - 取り返しのために無用な争いが起きる
 - 裁判所が裁判を行うことで、取り返しのための無用な争いを押さえながら、個人の権利を守ることができる
- ・裁判に求められること
 - 双方の言い分を聞く。片方のみに味方しない(中立)
 - 証拠にもとづいて判断する(公正)
 - ∴ かたよりのない、正しい裁判がされて、初めて権利が守られる
だれもが納得できる、確かな判断を行うことで、初めて争いを解決できる

平成26年第12345号 売買代金請求事件

口頭弁論終結日 平成26年12月1日

判 決

山形市駅横321番地

原 告 佐 藤 太 郎
上記訴訟代理人弁護士 渡 辺 華 子

山形市駅前1丁目2番3号

被 告 田 中 次 郎
上記訴訟代理人弁護士 斎 藤 月 子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金5万円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金5万円を支払え

第2 事案の概要

本件は、原告と被告との間で、10キログラム入りの米（売価5000円）を10袋、5万円で売買する旨契約が成立し、原告が被告にこれを送付したことから、原告が、被告に対し、売買契約に基づき、代金5万円の支払いを請求した事案である。

1 爭いのない事実等

- (1) 原告は、米の産直販売を行う者である。

- (2) 原告と被告とは、本件以前に一切面識はなかった。
- (3) 原告は、平成24年10月8日、被告宛に米10袋（一袋あたり10キログラム入り、定価5000円。以下「本件米」という。）を送付し、同月10日被告がこれを受領した。
- (4) 配達伝票（甲2）に捺印された印影は、被告自身の印鑑の印影である。
- (5) 被告送信のファックス（甲3）に記載された文字の記載者は被告自身であり、かつ被告が自宅で所有するファックスから送信されたものである。

2 争点

被告が原告に対し本件米の購入を申し込んだか。

（原告の主張）

被告は、「佐藤さんのおいしいお米申込書」（甲1）により、本件米の購入を申し込みだ。

第3 争点に関する判断

原告によれば、「佐藤さんのおいしいお米申込書」（甲1。以下「申込書」という。）は、通常の米の申込みと同様、何者かがファックスにより原告宅へ送付したものであることが認められる。

また、申込書の印鑑と配達伝票（甲2）の印鑑が同一であること、申込書に印字されたファックスのヘッダーと、被告所有のファックスのヘッダーの表示（甲3）が同一であることがそれぞれ認定できる。また、申込書に書かれた申込者の筆跡と、被告が記した筆跡（甲3）とが同一人により作出されたものと考えて矛盾がない程度に十分類似していることが認定できる。

これらの認定事実に前記争いのない事実を総合すると、申込書を書いたのは、被告であると認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

反面、被告は、申込書を記したのは自分ではないと主張しているが、被告の主張は前記認定事実に合致しないうえ、争いのない事実によれば、被告は、原告から米を贈られたと思っていたと主張しているが、原告・被告はともに面識がなく、贈物

が届くと考えるのは不自然である。これらのことから、被告の主張は信用できない。

したがって、原告の請求は理由があるから認容する。

凸山簡易裁判所

裁 判 官

村

松

求

証拠1：申込書（甲1）

2012/10/01 08:45 送信先 123-654-3211 発信元 タナカ 123-456-7890



佐藤さんのおいしいお米 申込書

送信先 FAX:123-654-3211

私は、次のとおりお米の配達を申し込みます。

お申し込み者様			
ふりがな	たなか たよか	じろう	
お名前	田中	次郎	
ご住所	山形市 鳥居前	1-2-3	
電話番号	123-456-7890		
配達指定日	10月10日 午前・午後		
注文数	お米10キロ袋	1袋 5000円	10袋
金額	50,000 円		

二重線部分をすべてご記入ください。

代金は、配達から10日以内に、次の口座へお振り込みください。

東西銀行 山形支店 普通預金 1234567 佐藤さんのおいしいお米俱楽部 佐藤太郎

証拠2：配達伝票（甲2）

配達伝票

受付日：2012/10/08

いつもていねい・どこでもあんしん

伝票番号 123-45678-90

ヨコベン運輸

お届け先		商品名
お名前	田中次郎様	おいしいお米 10Kg×10
ご住所	山形県山形市駅前1-2-3	
電話番号	123-456-7890	
ご依頼主		配達希望日
お名前	佐藤太郎様	10月10日 午前
ご住所	山形県山形市駅横321	受領印
電話番号	123-654-3210	

証拠3：田中さんのファクシミリのヘッダー（甲3）

2012/11/12 13:24 送信先 123-654-3211 発信元 タナカ 123-456-7890

佐藤さん

私はお米を申し込んで
いてないので、お金にはらいませんよ。

うそはやめて下さい。

田中次郎

「お金はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」ワークシート

組 番：

問1. (事例) を読んで、佐藤さんの言い分と田中さんの言い分を整理しよう。

佐藤さん

-
-
-

田中さん

-
-
-

問2. 佐藤さんにアドバイスしてみよう。 (その理由も考えよう)

アドバイス

理由

問3. 裁判所^{さいばん}が佐藤さんと田中さんのどちらの言い分が正しいのか判断するためには何が必要でしょうか。

裁判所が必要とするもの

-
-
-

その理由

問4. 佐藤さんの言い分と田中さんの言い分のどちらが正しいと思いますか。

回答 _____ 理由 _____

問5. 裁判は何のためにあるのだろう？

(1) もし裁判制度がなかつたら

(2) 裁判にはどのような意義や目的があるのだろう

☆ 今日の学習を通してわかったことや気づいたことを書きましょう。

(事例)

あなたのところに、佐藤太郎さんさとうたろうさんが相談にきました。

佐藤さんは、自分で育てたお米を、宅配便で全国に販売はんばいしています。

先月、田中次郎さんたなかじろうという人から、お米を10袋送ってほしいと頼まれました。

そこで、私は田中の家へお米を送りました。

しかし、田中さんは、お金を払ってくれません。どうしたらよいでしょうか・・・

佐藤さんによると、田中さんは、お金を払わない理由として、次のようなことを言っているそうです。

- ・お米？確かに先月沢山たくさん来たなあ。おいしかったよ。まだ9袋残ってるけど。
- ・おくりものじゃなかったのかい？ただで貰ったと思ったよ。
- ・申込書？書いてないよ。僕の字じゃないよ。

その他の二人の言い分

佐藤さんの言い分

- ・田中さん？会ったことないなあ。今回の件で初めて知ったひとだよ。
- ・あのファックスはどこから来たのかなあ？

田中の言い分

- ・佐藤さん？だれの知り合いだかなあ。私はあったことないや。
- ・ファックス？そんなもの送ったかなあ？